

平成 27 年 第 1 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

平 成 27 年 3 月 3 日 提 出

目 次

報告第1号	損害賠償の額の決定及び和解について・・・・・・・・・・	1
報告第2号	工事請負契約の変更について（三丁公園整備工事（25-7））・・・	3
議案第1号	東浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について・・・・・・・・	5
議案第2号	東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について・・・・・・・・・・	30
議案第3号	東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	36
議案第4号	東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	38
議案第5号	東浦町部制条例の一部改正について・・・・・・・・・・	43
議案第6号	東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	44
議案第7号	東浦町行政手続条例の一部改正について・・・・・・・・・・	45
議案第8号	東浦町附属機関設置条例の一部改正について・・・・・・・・・・	51
議案第9号	東浦町手数料条例の一部改正について・・・・・・・・・・	53
議案第10号	東浦町立保育所条例の一部改正について・・・・・・・・・・	55
議案第11号	東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について・・・	57
議案第12号	東浦町先端産業育成条例の一部改正について・・・・・・・・・・	58
議案第13号	東浦町営グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正について	59
議案第14号	東浦町保育所の保育の実施に関する条例の廃止について・・・・・・・・	62
議案第15号	知多都市計画事業東浦緒川駅東土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について・・・・・・・・・・	63
議案第16号	知多地方教育事務協議会規約の変更について・・・・・・・・・・	64
議案第17号	平成26年度東浦町一般会計補正予算（第5号）・・・・・・・・・・	別添
議案第18号	平成26年度東浦町土地取得特別会計補正予算（第2号）・・・・・・・・	別添
議案第19号	平成26年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）・・・	別添
議案第20号	平成26年度東浦町下水道事業特別会計補正予算（第4号）・・・・・・・・	別添
議案第21号	平成26年度東浦町緒川駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）・・・・・・・・・・	別添
議案第22号	平成27年度東浦町一般会計予算・・・・・・・・・・	別添
議案第23号	平成27年度東浦町国民健康保険事業特別会計予算・・・・・・・・・・	別添

議案第24号	平成27年度東浦町土地取得特別会計予算	別添
議案第25号	平成27年度東浦町後期高齢者医療特別会計予算	別添
議案第26号	平成27年度東浦町下水道事業特別会計予算	別添
議案第27号	平成27年度東浦町水道事業会計予算	別添
議案第28号	新たに生じた土地の確認について	66
議案第29号	公有水面の埋立てに伴う字の区域の変更について	67
議案第30号	町道路線の廃止について	68
議案第31号	町道路線の認定について	69

報告第1号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年3月3日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

報告第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年2月6日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について

公用車運転時の過失による人身事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

平成26年9月8日（月）午前11時35分頃、臨時職員が体育館の敷地内の草刈を終え、当該敷地内の通路を時速10キロメートル程度で運転していたところ、ダッシュボード上に置いた防塵^{じん}ゴーグルが足元に落ちたため、運転手がこれを拾おうとブレーキをかけようとしたが、誤ってアクセルを踏んでしまい、車両の正面から樹木に衝突した。その際、助手席に座っていた乙がフロントガラスに衝突し、額の左側を負傷した。

2 相手方の住所及び氏名

3 損害賠償の額

58,308 円

	甲（東浦町）	乙（*****）
損 害 額	0 円	58,308 円
過 失 割 合	100%	0 %
賠 償 額	58,308 円	0 円

4 和解の内容

甲は乙に対して、58,308 円を支払うこととする。

報告第2号

工事請負契約の変更について（三丁公園整備工事（25－7））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年3月3日提出

東浦町長 神谷 明彦

報告第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年2月13日

東浦町長 神 谷 明 彦

工事請負契約の変更について（三丁公園整備工事（25－7））
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工 事 名 三丁公園整備工事（25－7）
- 2 路線等の名称 三丁公園
- 3 工事場所 知多郡東浦町大字藤江字三丁地内始め
- 4 契約金額 変更前 79,164,000円
変更後 79,950,240円
(786,240円の増額)
- 5 契約の相手方 知多郡東浦町大字藤江字柳牛28番地の1
東浦土建株式会社
代表取締役 長 坂 勝 之
- 6 変 更 理 由
柱、梁及び基礎の構造を強化することが必要となり、鉄筋及び鉄骨の仕様を変更するため、工事請負契約の変更をするものである。

議案第1号

東浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について

東浦町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成27年3月3日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 東浦町職員の給与に関する条例(昭和36年東浦町条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(給与) 第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、 <u>扶養手当</u> 、 <u>地域手当</u> 、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当をいう。 2及び3 略 <u>(地域手当)</u> 第10条の2 <u>地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に支給する。</u> 2 <u>地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の3を乗じて得た額とする。</u> (単身赴任手当) 第12条 略 2 単身赴任手当の月額は、 <u>3万円</u> (町長が規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が町長が規則で定める距離以上	(給与) 第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、 <u>扶養手当</u> 、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当をいう。 2及び3 略 第10条の2 <u>削除</u> (単身赴任手当) 第12条 略 2 単身赴任手当の月額は、 <u>2万3,000円</u> (町長が規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が町長が規則で定める

である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて町長が規則で定める額を加算した額)とする。

3及び4 略

(管理職員特別勤務手当)

第16条の3 管理職員特別勤務手当は、第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において町長が規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して町長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、4,000円を超えない範囲内において町長が規則で定める額

距離以上である職員にあっては、その額に、4万5,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて町長が規則で定める額を加算した額)とする。

3及び4 略

(管理職員特別勤務手当)

第16条の3 管理職員特別勤務手当は、第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において町長が規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して町長が規則で定める勤務にあっては、この額に100分の150を乗じて得た額とする。

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

(期末手当)

第 17 条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第 17 条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日（次条及び第 17 条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第 16 条第1号に該当して法第 28 条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第 22 条第6項の規定の適用を受ける職員及び町長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2及び3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち町長が規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に役職段階、職務の級等を考慮して、町長が規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得

3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

(期末手当)

第 17 条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第 17 条の3まで及び附則第 20 項第 4 号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日（次条及び第 17 条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第 16 条第1号に該当して法第 28 条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第 22 条第6項の規定の適用を受ける職員及び町長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2及び3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第 20 項第 4 号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち町長が規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に役職段階、職務の級等を考慮して、町長が規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額

た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 略

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（町長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 75 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に

とする。

6 略

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第20項第5号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（町長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第20項第5号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100 分の 82.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に

100 分の 35 を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 及び 5 略

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

- 第 20 条 第 13 条から第 15 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を勤務時間条例第 2 条に規定する 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

- 2 次条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を勤務時間条例第 2 条に規定する勤務時間の 1 週間当たりの時間に 52 を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第 20 条の 2 略

- 2 職員が負傷（公務上の負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。以下この項及び第 22 条において同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して 90 日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 100 分の 50 を乗じて得た額を減額する。

100 分の 37.5 を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 及び 5 略

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

- 第 20 条 第 13 条から第 15 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額に 12 を乗じ、その額を勤務時間条例第 2 条に規定する 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

- 2 次条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額に 12 を乗じ、その額を勤務時間条例第 2 条に規定する勤務時間の 1 週間当たりの時間に 52 を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第 20 条の 2 略

- 2 職員が負傷（公務上の負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。以下この項及び第 22 条において同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して 90 日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、給料の月額に 100 分の 50 を乗じて得た額を減額する。

3 略

(再任用職員についての適用除外)

第 20 条の 3 第 9 条、第 10 条及び第 10 条の 3 の規定は、再任用職員には適用しない。

(休職者の給与)

第 22 条 略

2 職員が結核性疾患にかかり法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

4 職員が法第 28 条第 2 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

5 から 7 まで 略

(雑則)

第 25 条 給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

1 から 19 まで 略

3 略

(再任用職員についての適用除外)

第 20 条の 3 第 9 条、第 10 条、第 10 条の 3 及び第 12 条の規定は、再任用職員には適用しない。

(休職者の給与)

第 22 条 略

2 職員が結核性疾患にかかり法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

4 職員が法第 28 条第 2 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

5 から 7 まで 略

(雑則)

第 25 条 給料、管理職手当、扶養手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

1 から 19 まで 略

(55 歳を超える職員の給料等の減額措

置)

20 当分の間、職員（行政職給料表

（一）の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

（1）給料月額 当該特定職員の給料月

額（当該特定職員が第20条の2第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により100分の50を減ぜられた給料月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の給料月額に100分の50を乗じて得た額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第22項から第24項までにおいて「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及

	び附則第 22 項及び第 23 項において「給料月額減額基礎額」という。)) (2) 削除 (3) 管理職手当 当該特定職員の管理職手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額 (4) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第 17 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額） (5) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき
--	---

給料月額（第 18 条第 4 項において準用する第 17 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 24 項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 18 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第 4 項において準用する第 17 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 24 項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 18 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額）

（6）第 22 条第 1 項から第 4 項まで又は第 6 項の規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第 22 条第 1 項 前各号に定める額

イ 第 22 条第 2 項又は第 3 項 第 1 号、第 2 号及び第 4 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ウ 第 22 条第 4 項 第 1 号及び第 2

号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第 22 条第 6 項 第 4 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

21 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

22 附則第 20 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 13 条から第 15 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額に 12 を乗じ、その額を勤務時間条例第 2 条に規定する 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから同項に規定する町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に 12 を乗じ、その額を勤務時間条例第 2 条に規定する 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから同項に規定する町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

23 附則第 20 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 20 条の 2 第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 20 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額に 12 を乗じ、その額を勤務時間条例第 2 条に規定する 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額に 100 分の

	1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。 24 附則第20項の規定が適用される間、第18条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
--	--

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800

12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700

44	202, 600	254, 800	297, 800	344, 400	366, 300	393, 800	435, 100	466, 000
45	203, 800	256, 000	299, 500	345, 900	367, 100	394, 500	435, 900	466, 300
46	205, 100	257, 300	301, 200	347, 300	368, 000	395, 200	436, 700	
47	206, 400	258, 700	302, 800	348, 800	368, 900	395, 900	437, 100	
48	207, 700	260, 100	304, 500	350, 300	369, 800	396, 600	437, 800	
49	208, 800	261, 400	305, 700	351, 900	370, 700	397, 200	438, 300	
50	209, 900	262, 500	307, 200	352, 700	371, 500	397, 800	438, 700	
51	211, 000	263, 800	308, 800	353, 900	372, 300	398, 300	439, 100	
52	212, 100	265, 100	310, 400	354, 900	373, 100	398, 700	439, 500	
53	213, 300	266, 200	312, 000	355, 800	373, 800	399, 100	439, 900	
54	214, 300	267, 300	313, 600	356, 900	374, 500	399, 400	440, 300	
55	215, 300	268, 600	315, 200	357, 800	375, 200	399, 700	440, 700	
56	216, 300	269, 900	316, 700	358, 900	375, 900	400, 000	441, 000	
57	217, 100	271, 000	318, 200	359, 800	376, 400	400, 300	441, 300	
58	218, 100	272, 000	319, 400	360, 500	377, 000	400, 600	441, 700	
59	219, 000	273, 100	320, 600	361, 200	377, 600	400, 900	442, 000	
60	220, 000	274, 200	321, 800	361, 900	378, 300	401, 200	442, 300	
61	220, 800	275, 400	322, 500	362, 300	378, 700	401, 500	442, 600	
62	221, 800	276, 400	323, 400	362, 900	379, 400	401, 800		
63	222, 800	277, 300	324, 200	363, 600	380, 000	402, 100		
64	223, 800	278, 300	325, 000	364, 300	380, 600	402, 400		
65	224, 500	279, 100	325, 900	364, 600	381, 000	402, 700		
66	225, 500	280, 000	326, 300	365, 300	381, 600	403, 000		
67	226, 500	280, 800	327, 000	366, 000	382, 200	403, 300		
68	227, 600	281, 700	327, 800	366, 700	382, 800	403, 600		
69	228, 400	282, 700	328, 600	367, 000	383, 200	403, 800		
70	229, 200	283, 500	329, 300	367, 600	383, 700	404, 100		
71	230, 000	284, 300	330, 000	368, 300	384, 200	404, 400		
72	230, 800	285, 100	330, 700	368, 900	384, 800	404, 700		
73	231, 600	285, 900	331, 200	369, 200	385, 100	404, 900		
74	232, 300	286, 400	331, 800	369, 800	385, 500	405, 200		
75	233, 000	286, 800	332, 300	370, 500	385, 900	405, 500		

76	233, 700	287, 300	332, 900	371, 100	386, 300	405, 700
77	234, 400	287, 400	333, 200	371, 500	386, 600	405, 900
78	235, 200	287, 800	333, 700	372, 000	386, 900	406, 200
79	236, 000	288, 000	334, 100	372, 600	387, 200	406, 500
80	236, 800	288, 400	334, 600	373, 100	387, 500	406, 700
81	237, 500	288, 600	335, 000	373, 600	387, 700	406, 900
82	238, 200	288, 800	335, 500	374, 200	388, 000	407, 200
83	238, 900	289, 200	336, 000	374, 700	388, 300	407, 500
84	239, 600	289, 500	336, 500	375, 000	388, 500	407, 700
85	240, 300	289, 800	336, 800	375, 400	388, 700	407, 900
86	241, 000	290, 100	337, 200	375, 900	389, 000	
87	241, 700	290, 400	337, 700	376, 300	389, 300	
88	242, 400	290, 800	338, 100	376, 700	389, 500	
89	243, 100	291, 100	338, 400	377, 100	389, 700	
90	243, 600	291, 500	338, 800	377, 600	390, 000	
91	244, 100	291, 800	339, 300	378, 000	390, 300	
92	244, 600	292, 200	339, 700	378, 400	390, 500	
93	244, 900	292, 300	339, 900	378, 700	390, 700	
94		292, 500	340, 300			
95		292, 900	340, 800			
96		293, 300	341, 200			
97		293, 500	341, 300			
98		293, 800	341, 800			
99		294, 200	342, 200			
100		294, 600	342, 500			
101		294, 800	342, 800			
102		295, 100	343, 200			
103		295, 500	343, 600			
104		295, 800	344, 000			
105		296, 000	344, 500			
106		296, 300	344, 900			
107		296, 700	345, 300			

108		297,000	345,700						
109		297,200	346,200						
110		297,600	346,600						
111		298,000	346,900						
112		298,300	347,200						
113		298,400	347,700						
114		298,700							
115		299,000							
116		299,400							
117		299,600							
118		299,800							
119		300,100							
120		300,400							
121		300,800							
122		301,000							
123		301,300							
124		301,600							
125		301,900							
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	1	123,900	175,000	196,600
	2	124,800	176,500	198,000
	3	125,800	178,000	199,400
	4	126,700	179,500	200,700

5	127, 700	180, 900	202, 000
6	128, 700	182, 400	203, 400
7	129, 700	183, 800	204, 800
8	130, 700	185, 200	206, 200
9	131, 500	186, 600	207, 600
10	132, 500	187, 800	209, 200
11	133, 500	189, 100	210, 800
12	134, 600	190, 300	212, 300
13	135, 400	191, 500	213, 600
14	136, 400	192, 600	215, 100
15	137, 400	193, 700	216, 600
16	138, 400	194, 800	217, 900
17	139, 500	195, 900	219, 000
18	140, 700	197, 000	219, 800
19	141, 900	198, 000	220, 700
20	143, 100	199, 000	221, 700
21	144, 200	200, 000	222, 700
22	145, 400	201, 100	224, 200
23	146, 600	202, 200	225, 600
24	147, 800	203, 200	226, 800
25	149, 000	204, 200	228, 300
26	150, 500	205, 100	229, 600
27	152, 000	205, 800	231, 000
28	153, 500	206, 700	232, 300
29	154, 900	207, 600	233, 600
30	156, 400	208, 800	234, 900
31	157, 900	209, 900	236, 300
32	159, 400	210, 800	237, 600
33	160, 900	211, 500	238, 800
34	162, 700	212, 800	240, 100
35	164, 500	214, 000	241, 400
36	166, 300	215, 200	242, 800

37	168, 100	216, 300	244, 100
38	169, 800	217, 600	245, 400
39	171, 500	218, 900	246, 800
40	173, 200	220, 000	248, 200
41	174, 800	221, 100	249, 300
42	176, 200	222, 300	250, 600
43	177, 600	223, 500	251, 900
44	179, 000	224, 700	253, 200
45	180, 500	225, 800	254, 100
46	181, 900	227, 000	255, 200
47	183, 300	228, 200	256, 400
48	184, 700	229, 300	257, 600
49	186, 000	230, 400	258, 800
50	187, 200	231, 600	260, 000
51	188, 300	232, 800	261, 200
52	189, 500	234, 000	262, 200
53	190, 600	235, 100	263, 300
54	191, 700	236, 100	264, 400
55	192, 800	237, 000	265, 600
56	193, 900	238, 000	266, 800
57	195, 000	239, 000	267, 800
58	196, 000	240, 000	268, 800
59	197, 100	241, 000	269, 900
60	198, 100	241, 900	270, 900
61	199, 200	242, 900	272, 000
62	200, 100	243, 800	273, 100
63	201, 000	244, 700	274, 100
64	201, 900	245, 600	275, 200
65	202, 600	246, 500	276, 100
66	203, 400	247, 300	276, 900
67	204, 200	248, 100	277, 700
68	205, 000	248, 800	278, 500

69	205,500	249,600	279,400
70	206,100	250,200	280,200
71	206,500	250,800	281,000
72	207,100	251,300	281,700
73	207,700	251,500	282,500
74	208,400	251,900	283,200
75	209,100	252,400	284,000
76	209,900	252,900	284,800
77	210,200	253,500	285,400
78	210,900	253,900	286,000
79	211,600	254,400	286,500
80	212,300	254,900	286,900
81	213,000	255,200	287,300
82	213,700	255,500	287,700
83	214,400	255,800	288,200
84	215,100	256,100	288,700
85	215,800	256,300	289,100
86	216,500	256,600	289,700
87	217,200	256,900	290,300
88	217,900	257,200	290,900
89	218,400	257,400	291,200
90	219,000	257,600	291,700
91	219,600	258,000	292,200
92	220,200	258,200	292,600
93	220,600	258,500	293,000
94	221,100	258,900	293,500
95	221,600	259,200	294,000
96	222,100	259,500	294,500
97	222,700	259,700	294,800
98	223,200	260,000	295,200
99	223,700	260,200	295,700
100	224,200	260,500	296,200

101	224, 800	260, 800	296, 600
102	225, 300	261, 000	297, 000
103	225, 900	261, 300	297, 300
104	226, 500	261, 600	297, 600
105	226, 900	261, 800	297, 900
106	227, 400	262, 000	298, 300
107	227, 900	262, 300	298, 700
108	228, 300	262, 500	299, 100
109	228, 500	262, 800	299, 400
110	228, 900	263, 100	299, 800
111	229, 400	263, 400	300, 200
112	229, 900	263, 600	300, 500
113	230, 300	263, 800	300, 700
114	230, 800	264, 100	301, 000
115	231, 300	264, 300	301, 300
116	231, 800	264, 500	301, 500
117	232, 100	264, 800	301, 700
118	232, 500	265, 100	302, 000
119	232, 900	265, 400	302, 300
120	233, 300	265, 700	302, 500
121	233, 700	265, 800	302, 700
122		266, 100	303, 000
123		266, 400	303, 300
124		266, 700	303, 500
125		266, 800	303, 700
126		267, 100	304, 000
127		267, 400	304, 300
128		267, 700	304, 500
129		267, 800	304, 700
130		268, 100	305, 000
131		268, 400	305, 300
132		268, 700	305, 500

	133		268,800	305,700
	134		269,100	
	135		269,400	
	136		269,700	
	137		269,800	
再任用職員		191,300	202,400	220,900

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、町長が定めるものに適用する。

(東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東浦町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前																																
(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>370,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>418,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>470,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>531,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>606,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>708,000</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>828,000</u></td></tr> </tbody> </table> 2から5まで 略 (給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東	号給	給料月額（円）	1	<u>370,000</u>	2	<u>418,000</u>	3	<u>470,000</u>	4	<u>531,000</u>	5	<u>606,000</u>	6	<u>708,000</u>	7	<u>828,000</u>	(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>377,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>426,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>479,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>542,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>618,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>722,000</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>845,000</u></td></tr> </tbody> </table> 2から5まで 略 (給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東	号給	給料月額（円）	1	<u>377,000</u>	2	<u>426,000</u>	3	<u>479,000</u>	4	<u>542,000</u>	5	<u>618,000</u>	6	<u>722,000</u>	7	<u>845,000</u>
号給	給料月額（円）																																
1	<u>370,000</u>																																
2	<u>418,000</u>																																
3	<u>470,000</u>																																
4	<u>531,000</u>																																
5	<u>606,000</u>																																
6	<u>708,000</u>																																
7	<u>828,000</u>																																
号給	給料月額（円）																																
1	<u>377,000</u>																																
2	<u>426,000</u>																																
3	<u>479,000</u>																																
4	<u>542,000</u>																																
5	<u>618,000</u>																																
6	<u>722,000</u>																																
7	<u>845,000</u>																																

浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 155</u>」とする。 3 及び 4 略	浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 140</u>」と、「<u>100 分の 137.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。 3 及び 4 略
---	--

（東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 43 年東浦町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（給与の種類） 第 2 条 略 2 略 3 手当の種類は、管理職手当、<u>扶養手当、地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。 （<u>地域手当</u>） 第 6 条 <u>地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に支給する。</u> （管理職員特別勤務手当） 第 12 条の 2 管理職員特別勤務手当は、第 4 条の規定に基づき<u>管理職手当を支給される職員（次項において「管理監督職員」という。）</u>が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は<u>休日等（次項において「週休日等」という。）</u>において	（給与の種類） 第 2 条 略 2 略 3 手当の種類は、管理職手当、<u>扶養手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。 第 6 条 <u>削除</u> （管理職員特別勤務手当） 第 12 条の 2 管理職員特別勤務手当は、第 4 条の規定に基づき<u>管理職手当を支給される職員</u>が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は<u>休日等</u>において勤務する場合に支給する。

勤務する場合に支給する。	
2 前項に規定する場合のほか、 <u>管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u>	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(東浦町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 東浦町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年東浦町条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(減給の効果) 第3条 減給は1日以上6月以下、 <u>給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1以下を減ずるものとし、その期間並びに額は個々について任命権者が定める。</u>	(減給の効果) 第3条 減給は1日以上6月以下、 <u>給料の月額</u> の10分の1以下を減ずるものとし、その期間並びに額は個々について任命権者が定める。

(東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 東浦町職員の育児休業等に関する条例（平成4年東浦町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第20条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	(短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第20条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
第6条第1項の項から第13条第4項及び第21条第1項の項まで 略	第6条第1項の項から第13条第4項及び第21条第1項の項まで 略
第20条の 及び第10、第10条	第20条の 再任用職員 短時間勤務

<u>3</u>	<u>条の3</u> <u>再任用職員</u>	<u>の3及び第12条</u> <u>短時間勤務職員</u>
附 則 1 及び 2 略		

<u>3</u>		<u>職員</u>
附 則 1 及び 2 略 3 <u>育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第 20 項第 1 号、第 4 号及び第 5 号の規定の適用については、同項第 1 号中「号給の給料月額（）」とあるのは「号給の給料月額に東浦町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年東浦町条例第 2 号）第 17 条の規定により読替えられた給与条例第 6 条第 1 項に規定する算出率（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額（）」と、「同項の」とあるのは「第 20 条の 2 第 2 項の」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第 4 号及び第 5 号中「給料月額」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。</u> 4 <u>育児休業法第 17 条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第 20 項の規定により給与が減ぜられて支給される場合においては、前項の規定を準用する。</u> 5 <u>短時間勤務職員に対する給与条例附則第 20 項第 1 号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額（）」とあるのは「号給の給料月額に東浦町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年東浦町条例第 2 号）第 20 条の規定</u>		

	により読み替えられた給与条例第6条第1項に規定する算出率（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額（」と、「同項の」とあるのは「第20条の2第2項の」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額（」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（」とする。 6 給与条例附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第23条の規定の適用については、同項中「第20条第2項」とあるのは、「附則第23項」とする。
--	---

（東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東浦町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
附 則 第1条から第3条まで 略	附 則 第1条から第3条まで 略 （東浦町職員の給与に関する条例附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え） 第4条 東浦町職員の給与に関する条例附則第20項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「第20条第2項」とあるのは、「附則第23項」とする。

（東浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第5条 東浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年東浦町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（派遣職員の給与） 第5条 法第6条第2項に規定する場合	（派遣職員の給与） 第5条 法第6条第2項に規定する場合

においては、派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。次条から第 8 条までにおいて同じ。）に対して、その職員派遣の期間中、給料、<u>扶養手当</u>、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。 （企業職員である派遣職員の給与の種類） 第 9 条 法第 6 条第 2 項に規定する場合においては、企業職員である派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、給料、<u>扶養手当</u>、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当を支給することができる。	においては、派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。次条から第 8 条までにおいて同じ。）に対して、その職員派遣の期間中、給料、<u>扶養手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。 （企業職員である派遣職員の給与の種類） 第 9 条 法第 6 条第 2 項に規定する場合においては、企業職員である派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、給料、<u>扶養手当</u>、住居手当及び期末手当を支給することができる。
---	---

提案理由

東浦町職員の給与を改めるため提案するものである。

議案第 2 号

東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等
の一部改正について

東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等
の一部を改正する条例

(東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 36 年東浦町条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後			改正前		
別表 (第 2 条関係)			別表 (第 2 条関係)		
職名	報酬の額		職名	報酬の額	
教育委員会 委員	月額	27,000 円	教育委員会 委員長	月額	30,000 円
			教育委員会 委員	月額	27,000 円
選挙管理委員会委員長の項からその他の非常勤の職員の項まで 略			選挙管理委員会委員長の項からその他の非常勤の職員の項まで 略		
備考 略			備考 略		

(東浦町自治功労者表彰条例の一部改正)

第 2 条 東浦町自治功労者表彰条例 (昭和 40 年東浦町条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(表彰の条件)	(表彰の条件)
第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、東浦町自治功労者として表彰し、被表彰者には、功労章及び表彰状を授与するとともに記念品を贈呈する。	第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、東浦町自治功労者として表彰し、被表彰者には、功労章及び表彰状を授与するとともに記念品を贈呈する。
(1) から (3) まで 略	(1) から (3) まで 略
(4) <u>副町長又は教育長</u> にして満 12 年以上在職した者	(4) <u>副町長</u> にして満 12 年以上在職した者

(5) から (9) まで 略 第3条 次により採点加算 40 点以上に該当する者は、 <u>前条の規定に準じて</u> 表彰する。ただし、兼務者は最高点を採用し、他は加算しない。	(5) から (9) まで 略 第3条 次により採点加算 40 点以上に該当する者は、 <u>前条により</u> 表彰する。ただし、兼務者は最高点を採用し、他は加算しない。
職名 単位 点数 町長から議員まで 略 <u>副町長及び教育長</u> // 3.5 監査委員及び教育委員から選挙管理委員、農業委員及び消防団副団長まで 略	職名 単位 点数 町長から議員まで 略 <u>副町長</u> // 3.5 監査委員及び教育委員から選挙管理委員、農業委員及び消防団副団長まで 略

(東浦町職員定数条例の一部改正)

第3条 東浦町職員定数条例(昭和41年東浦町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第20条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) <u>第19条</u> 及び第31条第3項の規定に基づき、町長、水道事業、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局並びに議会及び教育委員会の事務局に勤務する職員(臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)並びに教育委員会の所管に属する学校の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下同じ。)及び学校以外の教育機関の職員の定数について定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第20条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) <u>第21条</u> 及び第31条第3項の規定に基づき、町長、水道事業、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局並びに議会及び教育委員会の事務局に勤務する職員(臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)並びに教育委員会の所管に属する学校の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下同じ。)及び学校以外の教育機関の職員の定数について定めるものとする。

(東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 東浦町職員の退職手当に関する条例(昭和45年東浦町条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(<u>特別職の職員</u>の退職手当) 第6条 町長、副町長及び教育長（以下「<u>特別職の職員</u>」という。）が退職した場合の退職手当の額は、退職の日における給料月額に次の各号に定めるその者の割合を乗じて得た額に勤続月数を乗じて得た額とする。 (1) から (3) まで 略 2 及び 3 略 (勤続期間の計算) 第9条 略 2 から 8 まで 略 9 職員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、前後の職員としての在職期間は、通算しない。 (1) 一般職の職員が<u>特別職の職員</u>になったとき。 (2) <u>特別職の職員</u>が一般職の職員になったとき。 (3) <u>特別職の職員</u>が再選又は再任されたとき。 (4) <u>特別職の職員</u>が同一の職以外の<u>特別職の職員</u>となったとき。 10 略	(<u>特別職の職員等</u>の退職手当) 第6条 町長、副町長及び教育長（以下「<u>特別職の職員等</u>」という。）が退職した場合の退職手当の額は、退職の日における給料月額に次の各号に定めるその者の割合を乗じて得た額に勤続月数を乗じて得た額とする。 (1) から (3) まで 略 2 及び 3 略 (勤続期間の計算) 第9条 略 2 から 8 まで 略 9 職員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、前後の職員としての在職期間は、通算しない。 (1) 一般職の職員が<u>特別職の職員等</u>になったとき。 (2) <u>特別職の職員等</u>が一般職の職員になったとき。 (3) <u>特別職の職員等</u>が再選又は再任されたとき。 (4) <u>特別職の職員等</u>が同一の職以外の<u>特別職の職員等</u>となったとき。 10 略

(東浦町特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第5条 東浦町特別職報酬等審議会条例（昭和47年東浦町条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(設置) 第1条 町長の諮問に応じ、議会議員の議員報酬の額並びに町長、<u>副町長及び教育長</u>の給料の額及び退職手当の支給水準（以下「議員報酬等の額」という。）	(設置) 第1条 町長の諮問に応じ、議会議員の議員報酬の額並びに町長<u>及び副町長</u>の給料の額及び退職手当の支給水準（以下「議員報酬等の額」という。）につい

について審議するため、東浦町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。	て審議するため、東浦町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。
--	---------------------------------------

（東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第6条 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和61年東浦町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び別表を改正後の欄の条及び別表に改める。

改正後	改正前														
（趣旨及び適用範囲） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のものの受ける給与及び旅費について必要な事項を定めるものとする。 （1）及び（2）略 （3）教育長 別表第1（第3条関係）	（趣旨及び適用範囲） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のものの受ける給与及び旅費について必要な事項を定めるものとする。 （1）及び（2）略 別表第1（第3条関係）														
<table border="1"> <tr> <th>職名</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>町長の項 略</td><td></td></tr> <tr> <td>副町長</td><td>682,000 円</td></tr> <tr> <td>教育長</td><td>610,000 円</td></tr> </table>	職名	給料月額	町長の項 略		副町長	682,000 円	教育長	610,000 円	<table border="1"> <tr> <th>職名</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>町長の項 略</td><td></td></tr> <tr> <td>副町長</td><td>682,000 円</td></tr> </table>	職名	給料月額	町長の項 略		副町長	682,000 円
職名	給料月額														
町長の項 略															
副町長	682,000 円														
教育長	610,000 円														
職名	給料月額														
町長の項 略															
副町長	682,000 円														

（東浦町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第7条 東浦町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和36年東浦町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の題名及び条を改正後の欄の題名及び条に改める。

改正後	改正前
東浦町教育長の勤務時間等に関する条例 （勤務時間その他の勤務条件） 第1条 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、他の条例に定めのあるものを除くほか、一般職の職員の例による。 ただし、当該勤務条件に係る承認を要する場合は、教育委員会が当該承認を行うものとする。 （職務に専念する義務の免除） 第2条 教育長は、研修を受ける場合そ	東浦町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 （趣旨） 第1条 この条例は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。 （給与） 第2条 教育長の給料は、月額61万円と

の他教育委員会が定める場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

する。

2 教育長には、前項の給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

3 通勤手当及び期末手当の額は、東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 61 年東浦町条例第 3 号）の適用を受ける職員（以下「特別職の職員」という。）に支給する例により算定した額とする。

4 退職手当の額は、別に条例で定める。（給与の支給方法等）

第 3 条 教育長の給与の支給方法等については、東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

（旅費）

第 4 条 教育長が公務のため旅行するときは、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、特別職の職員に支給する旅費の額による。

3 前項に定めるもののほか、旅費の支給については、一般職の職員の例による。

（勤務時間その他の勤務条件）

第 5 条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については他の一般職の職員の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（教育長に関する経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律

第 76 号) 附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる教育長(以下「旧教育長」という。)が在職する場合においては、旧教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日(当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては当該欠けた日)までは、この条例による改正後の各条例(第 5 条の規定による改正後の東浦町特別職報酬等審議会条例及び第 6 条の規定による改正後の東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を除く。)の規定は適用せず、改正前の各条例(第 5 条の規定による改正前の東浦町特別職報酬等審議会条例及び第 6 条の規定による改正前の東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を除く。)の規定は、なおその効力を有する。

- 3 旧教育長及びこの条例の施行の日前に教育長として在職したことがある者の当該教育長としての在職年数については、第 2 条の規定による改正後の東浦町自治功労者表彰条例の規定にかかわらず、教育委員としての在職年数として算定する。
- 4 第 5 条の規定による改正後の東浦町特別職報酬等審議会条例の規定は、旧教育長に係る給与の額及び退職手当の支給水準については適用しない。
- 5 第 6 条の規定による改正後の東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定は、旧教育長に係る給与及び旅費については適用しない。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第 3 号

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 41 年東浦町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び別表を改正後の欄の条及び別表に改める。

改正後	改正前																				
(期末手当) 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号）第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「<u>100 分の 147.5</u>」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 162.5</u>」とする。 別表（第 2 条関係） <table> <tr> <th>区分</th><th>議員報酬月額</th></tr> <tr> <td>議長</td><td><u>380,000 円</u></td></tr> <tr> <td>副議長</td><td><u>300,000 円</u></td></tr> <tr> <td>常任委員長</td><td><u>280,000 円</u></td></tr> <tr> <td>議員</td><td><u>270,000 円</u></td></tr> </table>	区分	議員報酬月額	議長	<u>380,000 円</u>	副議長	<u>300,000 円</u>	常任委員長	<u>280,000 円</u>	議員	<u>270,000 円</u>	(期末手当) 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号）第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「<u>100 分の 140</u>」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。 別表（第 2 条関係） <table> <tr> <th>区分</th><th>議員報酬月額</th></tr> <tr> <td>議長</td><td><u>375,000 円</u></td></tr> <tr> <td>副議長</td><td><u>290,000 円</u></td></tr> <tr> <td>常任委員長</td><td><u>262,000 円</u></td></tr> <tr> <td>議員</td><td><u>252,000 円</u></td></tr> </table>	区分	議員報酬月額	議長	<u>375,000 円</u>	副議長	<u>290,000 円</u>	常任委員長	<u>262,000 円</u>	議員	<u>252,000 円</u>
区分	議員報酬月額																				
議長	<u>380,000 円</u>																				
副議長	<u>300,000 円</u>																				
常任委員長	<u>280,000 円</u>																				
議員	<u>270,000 円</u>																				
区分	議員報酬月額																				
議長	<u>375,000 円</u>																				
副議長	<u>290,000 円</u>																				
常任委員長	<u>262,000 円</u>																				
議員	<u>252,000 円</u>																				

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年 5 月 1 日から施行する。

提案理由

東浦町議会の議員の議員報酬の月額等を改めるため提案するものである。

議案第 4 号

東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正について

東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

東浦町職員の退職手当に関する条例（昭和 45 年東浦町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(退職手当の調整額) 第 8 条の 4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第 27 条及び第 28 条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 6 条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の	(退職手当の調整額) 第 8 条の 4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第 27 条及び第 28 条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 6 条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の

在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち町長が別に定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 59,550 円
- (2) 第2号区分 54,150 円
- (3) 第3号区分 43,350 円
- (4) 第4号区分 32,500 円
- (5) 第5号区分 27,100 円
- (6) 第6号区分 21,700 円
- (7) 略

2及び3 略

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち町長が別に定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 45,850 円
- (2) 第2号区分 41,700 円
- (3) 第3号区分 33,350 円
- (4) 第4号区分 25,000 円
- (5) 第5号区分 20,850 円
- (6) 第6号区分 16,700 円
- (7) 略

2及び3 略

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものをいう。以下同じ。)以外のものでその勤続期間が5年以

(1) 退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものをいう。以下同じ。）以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額 (2) 略 (3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額 (4) 略 5 略 附 則 1 から4まで 略 5 昭和62年3月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職する者が、引き続いて日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であって同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるそ	上24年以下のもの 第1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第6号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額 (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額 (3) 略 (4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額 (5) 略 5 略 附 則 1 から4まで 略 5 昭和62年3月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職する者が、引き続いて日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であって同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけ
---	--

の者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和 62 年 4 月 1 日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

6 から 8 まで 略

9 平成 10 年 10 月 21 日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第 2 条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法附則第 11 条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和 61 年法律第 93 号）第 36 条第 1 項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年法律第 180 号）附則第 2 条第 1 項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含

るその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和 62 年 4 月 1 日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

6 から 8 まで 略

9 平成 10 年 10 月 21 日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第 2 条第 1 項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法附則第 25 条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和 61 年法律第 93 号）第 36 条第 1 項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年法律第 180 号）附則第 2 条第 1 項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する

む。)の支給を受けているときは、この限りでない。 10 略	給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。 10 略
----------------------------------	--------------------------------------

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

退職手当の調整額を改める等のため提案するものである。

議案第 5 号

東浦町部制条例の一部改正について

東浦町部制条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町部制条例の一部を改正する条例

東浦町部制条例（昭和 56 年東浦町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(部の分掌事務) 第 2 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 総務部 <u>ア 出張所に関すること。</u> <u>イ</u> 略 <u>ウ</u> 略 <u>エ</u> 略 <u>オ</u> 略 <u>カ</u> 略 <u>キ</u> 略 <u>ク</u> 略 (3) 略 (4) 生活経済部 ア 略 <u>イ</u> 略 <u>ウ</u> 略 <u>エ</u> 略 (5) 略	(部の分掌事務) 第 2 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 総務部 <u>ア</u> 略 <u>イ</u> 略 <u>ウ</u> 略 <u>エ</u> 略 <u>オ</u> 略 <u>カ</u> 略 <u>キ</u> 略 (3) 略 (4) 生活経済部 ア 略 <u>イ 出張所に関すること。</u> <u>ウ</u> 略 <u>エ</u> 略 <u>オ</u> 略 (5) 略

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

出張所に関する事務を総務部の分掌事務とするため提案するものである。

議案第 6 号

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 61 年東浦町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「 <u>100 分の 147.5</u> 」と、「100 分の 137.5」とあるのは「 <u>100 分の 162.5</u> 」とする。	(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「 <u>100 分の 140</u> 」と、「100 分の 137.5」とあるのは「 <u>100 分の 170</u> 」とする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

東浦町特別職の職員で常勤のものの 6 月及び 12 月に支給する期末手当の各支給割合を改めるため提案するものである。

議案第7号

東浦町行政手続条例の一部改正について

東浦町行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成27年3月3日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町行政手続条例の一部を改正する条例

東浦町行政手続条例（平成9年東浦町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の目次及び条を改正後の欄の目次及び条に改める。

改正後	改正前
目次 第1章から第3章まで 略 第4章 行政指導(第30条— <u>第34条の2</u>) <u>第4章の2 処分等の求め(第34条の3)</u> 第5章 略 附則 (目的等) 第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号) <u>第46条</u> の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的とする。 2 略 (適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から <u>第4章の2</u> までの規定は、適用しない。 (1) から (6) まで 略 (7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を <u>名宛人</u> とするものに限る。)及び行政指導	目次 第1章から第3章まで 略 第4章 行政指導(第30条— <u>第34条</u>) 第5章 略 附則 (目的等) 第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号) <u>第38条</u> の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的とする。 2 略 (適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から <u>第4章</u> までの規定は、適用しない。 (1) から (6) まで 略 (7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を <u>名あて人</u> とするものに限る。)及び行政指導

(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第32条 許認可等(法律等に基づくものを含む。以下この条及び次条第2項において同じ。)をする権限又は許認可等に基づく処分(法律等に基づくものを含む。同項において同じ。)をする権限を有する町の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第33条 略

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行

(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第32条 許認可等(法律等に基づくものを含む。以下この条において同じ。)をする権限又は許認可等に基づく処分(法律等に基づくものを含む。)をする権限を有する町の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第33条 略

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政

政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 略

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例若しくは愛知県事務処理特例条例及び愛知県教育委員会事務処理特例条例により町が処理することとされた事務について規定する愛知県の条例(以下「県条例」という。)に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例若しくは県条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例若しくは県条例の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該町の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例若しくは県条例に規定する要件に適合し

上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 略

ないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例若しくは県条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

（1）申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

（2）法令に違反する事実の内容

（3）当該処分又は行政指導の内容

（4）当該処分の根拠となる条例等の条項又は当該行政指導の根拠となる法律若しくは条例若しくは県条例の条項

（5）当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

（6）その他参考となる事項

3 当該行政庁又は町の機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（東浦町税条例の一部改正）

2 東浦町税条例（昭和29年東浦町条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(東浦町行政手続条例の適用除外) 第4条 略 2 東浦町行政手続条例第3条、第4条 又は第33条第4項に定めるもののほ か、徴収金を納付し、又は納入する義 務の適正な実現を図るために行われる 行政指導（同条例第2条第7号に規定 する行政指導をいう。）については、同 条例第33条第3項及び第34条の規定 は、適用しない。	(東浦町行政手続条例の適用除外) 第4条 略 2 東浦町行政手続条例第3条、第4条 又は第33条第3項に定めるもののほ か、徴収金を納付し、又は納入する義 務の適正な実現を図るために行われる 行政指導（同条例第2条第7号に規定 する行政指導をいう。）については、同 条例第33条第2項及び第34条の規定 は、適用しない。

(東浦町国民健康保険税条例の一部改正)

- 3 東浦町国民健康保険税条例（昭和36年東浦町条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(東浦町行政手続条例の適用除外) 第25条 略 2 東浦町行政手続条例第3条、第4条 又は第33条第4項に定めるもののほ か、徴収金を納付し、又は納入する義 務の適正な実現を図るために行われる 行政指導（同条例第2条第7号に規定 する行政指導をいう。）については、同 条例第33条第3項及び第34条の規定 は、適用しない。	(東浦町行政手続条例の適用除外) 第25条 略 2 東浦町行政手続条例第3条、第4条 又は第33条第3項に定めるもののほ か、徴収金を納付し、又は納入する義 務の適正な実現を図るために行われる 行政指導（同条例第2条第7号に規定 する行政指導をいう。）については、同 条例第33条第2項及び第34条の規定 は、適用しない。

(東浦町都市計画税条例の一部改正)

- 4 東浦町都市計画税条例（昭和49年東浦町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(東浦町行政手続条例の適用除外) 第6条 略 2 東浦町行政手続条例第3条、第4条 又は第33条第4項に定めるもののほ か、徴収金を納付し、又は納入する義	(東浦町行政手続条例の適用除外) 第6条 略 2 東浦町行政手続条例第3条、第4条 又は第33条第3項に定めるもののほ か、徴収金を納付し、又は納入する義

務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。	務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。
--	--

提案理由

行政指導の中止等を求める制度を設ける等のため提案するものである。

議案第 8 号

東浦町附属機関設置条例の一部改正について

東浦町附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町附属機関設置条例の一部を改正する条例

東浦町附属機関設置条例（平成 26 年東浦町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後			改正前		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
執行機関	名称	所掌事務	執行機関	名称	所掌事務
町長	東 浦 町 男 女 共 同 参 画 推 進 委 員 会	男女共同参画の計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務	町長	東 浦 町 男 女 共 同 参 画 推 進 委 員 会	男女共同参画の計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務
	東 浦 町 パートナーシップ推進事業補助金審査会	町が設定した課題に対する公募型提案事業に係る補助金の対象となる事業及び特定非営利活動法人の運営基盤の整備に係る補助金の対象となる特定非営利活動法人又は特定非営利活動法人の設立の認証を申請している団体の審査に関する事務			
	東浦町障害者計画・障害福祉計画推進委員会から東浦町地域福祉推進委員会まで 略			東浦町障害者計画・障害福祉計画推進委員会から東浦町地域福祉推進委員会まで 略	
	教育委員会の項 略			教育委員会の項 略	

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

町の執行機関の附属機関として、東浦町パートナーシップ推進事業補助金審査会を設置するため提案するものである。

議案第 9 号

東浦町手数料条例の一部改正について

東浦町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町手数料条例の一部を改正する条例

東浦町手数料条例（昭和 59 年東浦町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後						改正前					
別表第 1（第 3 条関係）						別表第 1（第 3 条関係）					
手数料 料の 名称	区分	単位	金額	徴収 の時 期	備考	手数料 料の 名称	区分	単位	金額	徴収 の時 期	備考
印鑑登録証明書の交付手数料の項から 子育て短期支援利用手数料の項まで 略						印鑑登録証明書の交付手数料の項から 子育て短期支援利用手数料の項まで 略					
認可 地縁 団体 印鑑 登録 証明 書の 交付 手数 料		1 枚 につ き	200 円	交付 のと き		認可 地縁 団体 印鑑 登録 証明 書の 交付 手数 料		1 枚 につ き	200 円	交付 のと き	
ごみ 出し 支援 手数 料		1 回 につ き	50 円	利用 月の 翌月 末日 まで							
犬の登録手数料の項から優良住宅新築 認定申請手数料の項まで 略						犬の登録手数料の項から優良住宅新築 認定申請手数料の項まで 略					

附 則

この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

ごみ出し支援手数料を定めるため提案するものである。

議案第 10 号

東浦町立保育所条例の一部改正について

東浦町立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町立保育所条例の一部を改正する条例

東浦町立保育所条例（昭和 62 年東浦町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(入所児童) 第 5 条 保育所に入所することができる者は、<u>子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる小学校就学前子どもであって、その保護者が同法第 20 条第 1 項に規定する認定を受けたものとする。</u>	(入所児童) 第 5 条 保育所に入所することができる者は、<u>東浦町保育所の保育の実施に関する条例（昭和 62 年東浦町条例第 8 号）第 2 条の規定により保育を実施する児童とする。</u>
(入所児童の特例) 第 6 条 町長は、定員に余裕がある場合において、やむを得ない事由があると認めるときは、<u>前条</u>以外の児童を入所させることができる。	(負担金) 第 6 条 町長は、<u>前条の規定により入所した児童の扶養義務者から町長が別に定める額の負担金を徴収する。</u>
(使用料) 第 7 条 町長は、<u>前 2 条</u>の規定により入所した児童の扶養義務者から <u>47,500 円以内</u>で町長が別に定める額の使用料を徴収する。	(入所児童の特例) 第 7 条 町長は、定員に余裕がある場合において、やむを得ない事由があると認めるときは、<u>第 5 条</u>以外の児童を入所させることができる。
(使用料の減免等) 第 8 条 町長は、扶養義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用料</u>を減免し、又はその徴収を延期することができる。	(使用料) 第 8 条 町長は、<u>前条</u>の規定により入所した児童の扶養義務者から<u>厚生労働大臣の定める基準の範囲内において</u>、町長が別に定める額の使用料を徴収する。
	(負担金及び使用料の減免等) 第 9 条 町長は、扶養義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>負担金若しくは使用料</u>を減免し、又はその徴収を延期することができる。

(1) から (3) まで 略 2 前項の規定によって<u>使用料</u>の減免を受けようとする者又はその徴収の延期を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。 3 第 1 項の規定によって<u>使用料</u>の減免を受けた者又はその徴収の延期を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。 (委任) 第 9 条 略	(1) から (3) まで 略 2 前項の規定によって<u>負担金若しくは使用料</u>の減免を受けようとする者又はその徴収の延期を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。 3 第 1 項の規定によって<u>負担金若しくは使用料</u>の減免を受けた者又はその徴収の延期を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。 (委任) 第 10 条 略
---	--

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正前の東浦町立保育所条例の規定による負担金の徴収に関しては、なお従前の例による。

提案理由

子ども・子育て支援法の制定に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 11 号

東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 8 年東浦町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後					改正前						
別表（第14条関係）					別表（第14条関係）						
種類			単位	金額	備考	種類			単位	金額	備考
し尿	定額制	定額料金	1 人 1 月につき	<u>370円</u>	略	し尿	定額制	定額料金	1 人 1 月につき	<u>270円</u>	略
		超過料金	1 回につき	<u>740円</u>	略			超過料金	1 回につき	<u>540円</u>	略
	従量制		18 リットルにつき	<u>185円</u>	略	従量制		18 リットルにつき	<u>135円</u>	略	
粗大ごみ			1 個	<u>2,000円</u>		粗大ごみ			1 個	<u>1,000円</u>	

附 則

- 1 この条例は、平成27年10月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に同日以後のし尿及び粗大ごみの収集を受けようとする者からは、この条例による改正前の東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定にかかわらず、同日前においても、同日以後の当該収集に係るこの条例による改正後の東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に定める額の手数料を徴収することができる。

提案理由

し尿及び粗大ごみの収集に係る手数料の額を改めるため提案するものである。